

## 令和2年7月豪雨災害 仮設住宅の供与期間の延長について

- 令和2年7月豪雨に係る応急仮設住宅の供与期間については、現在、4回目の延長を行っています。
- 令和8年7月4日以降の5回目の延長について、内閣府と延長協議を行っていましたが、3月9日付けで特別基準の同意があり、最長1年間の延長が可能となりました。
- これにより、住まいの再建を進めるにあたり、やむを得ない事情がある世帯については、更に1年を超えない範囲での仮設住宅での生活が可能となります。

## 1 対象市村

八代市、人吉市

## 2 供与期間

供与期限が、令和8年7月4日以降に到来する応急仮設住宅について、更に1年間延長

## 3 延長対象見込み世帯数（人数）：3世帯（7人） ※内訳は以下のとおり

直近の仮設住宅入居世帯数（R8.2月末）

| 市村  | 建設型+賃貸型  |
|-----|----------|
| 八代市 | 1世帯（1人）  |
| 人吉市 | 4世帯（12人） |
| 計   | 5世帯（13人） |

延長対象見込み世帯数（R8.7月～更に1年間延長）

| 建設型+賃貸型 | 延長対象となる公共事業  |
|---------|--------------|
| 1世帯（1人） | 球磨川流域宅地嵩上げ事業 |
| 2世帯（6人） | 土地区画整理事業     |
| 3世帯（7人） |              |

## 【お問合せ先】

健康福祉政策課地域支え合い支援室

担当：藤本、前田

内線：33071 直通：096-333-2819